

第 2 号議案

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則
の制定について

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を別紙のとおり
制定する。

令和 5 年 7 月 1 4 日提出

宮城県教育委員会教育長 佐 藤 靖 彦

宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の制定の概要

1 制定の理由

本県では、令和5年8月1日から、職員の給与や旅費などの内部管理に関する業務を1か所に集約して処理する組織として、知事部局内の総務事務センターを稼働することとしており、知事部局のほか、人事委員会事務局、監査委員事務局などの行政委員会の業務が集約され、県教育委員会においても、学校を除く、本庁や地方機関などの事務局の業務が集約される。

総務事務センターに集約される事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、知事に当該権限を委任する必要があるため、今回、新たに規則を制定するものである。

2 制定内容

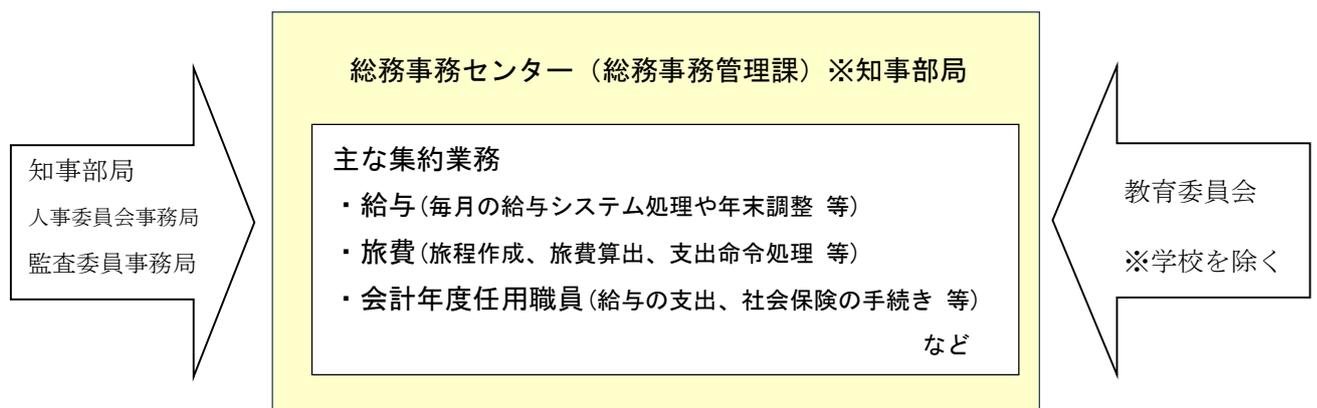
本規則は、次の内容について規定する。

- (1) 総務部総務事務管理課長への委任に関すること
 - ・ 諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当）の認定等
 - ・ 会計年度任用職員の費用弁償額の決定又は改定
- (2) 報告の徴収等に関すること
- (3) 経過措置に関すること

3 施行期日

令和5年8月1日

【※総務事務センターにおける集約のイメージ】



宮城県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の七の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、宮城県教育庁及び教育機関（学校を除く。）に勤務する職員（以下「職員」という。）に係る事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

（総務部総務事務管理課長への委任）

第二条 総務部総務事務管理課長（以下「総務事務管理課長」という。）に、次の各号に掲げる事務を委任する。

一 人事委員会規則七―九十九（扶養手当）の施行に関する次の事務

イ 第四条第一項の規定により、届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定すること。

ロ 第四条第二項の規定により、扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載すること。

ハ 第四条第三項の規定により、扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。

二 第五条の規定により、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「給与条例」という。）第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

二 人事委員会規則七―六十一（住居手当）の施行に関する次の事務
イ 第五条第一項の規定により、住居届を受理すること。

ロ 第六条の規定により、届出に係る事実を確認し、及び住居手当の月額を決定し、

又は改定すること。

ハ 第九条の規定により、給与条例第十一条の六第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

三 人事委員会規則七―三十八（通勤手当）の施行に関する次の事務

イ 第三条の規定により、通勤届を受理すること。

ロ 第四条の規定により、届出に係る事実を確認し、及び通勤手当の額を決定し、又は改定すること。

ハ 第十七条の規定により、給与条例第十一条の七第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを確認すること。

四 人事委員会規則七―百六（単身赴任手当）の施行に関する次の事務

イ 第七条第一項の規定により、単身赴任届を受理すること。

ロ 第八条の規定により、届出に係る事実を確認し、及び単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること。

ハ 第十条第一項の規定により、給与条例第十一条の八第一項又は第三項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを確認すること。

ニ 第十条第二項の規定により、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めること。

五 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）第五条の規定により、通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定すること（これらに係る通勤届の受理及び事後の確認を含む。）。

（報告の徴収等）

第三条 この規則により委任した事務について、教育委員会において必要と認める場合は、報告を徴収し、又は必要な指示をすることがある。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、この規則に基づき委任する事務を自ら処理することがある。この場合において、教育委員会は、あらかじめ、その旨を告示する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、第二条各号に掲げる事務に関して教育委員会に対して行った届出その他の行為及び第二条各号に掲げる事務に関して教育委員会が行った認定その他の行為は、総務事務管理課長に対して行った届出その他の行為及び総務事務管理課長が行った認定その他の行為とみなす。